

# 組合等募集!

## 新潟県中央会による 中小企業組合等への助成制度等

中央会では、中小企業組合等への支援策として「助成事業・運営支援事業（特別指導）」の平成17年度実施組合等を募集（公募）します。

支援対象は、中小企業組合等で、助成事業の補助率は2/3以内です。1/3は組合の負担となります。運営支援事業は事業費240,000円以内で中央会が事業経費を負担するものです。

希望される組合等は、申込書に○印を付けFAXにてお申し込み下さい。なお、希望の事業については、後日選考及び新潟県との協議によって対象にならない場合がありますのでご留意下さい。

### 1. 助成事業

No.	事業名	事業内容	対象者	補助金額・率
1	外国人研修生共同受入事業 <small>（担当：連携推進課）</small>	外国人研修生の共同受入に対して行う座学等の経費について助成 中小企業による研修生の受入を促進するため、中小企業組合が主体となって外国人研修生の共同受入事業を実施する組合に対し座学等の研修経費の一部を助成するものです。 ☆要件 ①研修生の受入に当たって入国管理局により認められ、又は認められることが確実であること。 ②業界内、地域内において、研修生共同受入事業のモデル的事例となるものであること。 ③常勤役員又は職員がいる組合であること。	①事業協同組合、協同組合連合会、事業協同小組合、商工組合、商工組合連合会	100万円以内 2/3以内
2	組合研究集会事業 <small>（担当：工業振興課）</small>	小企業者組合が行う研修会等に対して助成 小企業者組合（常時使用する従業員の数が5人（商業・サービス業は2人）以下の小企業者の割合が組合員総数の3/4以上を占める組合）が、組合の組織強化、運営・事業の発展向上及び組合員の経営の近代化等を目的として行う研究集会（講習会、研修会等）の開催に必要な経費について助成するものです。	①事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合他	7万円以内 2/3以内

### 2. 運営支援事業

No.	事業名	事業内容	対象者	支援額・率
1	中小企業連携組織等支援事業（多角的連携指導） <small>（担当：連携推進課）</small>	指導員と専門家とのペアで現地指導！（特別指導） 経営資源の結集を求めて連携を図ろうとする任意グループ等に対し、専門家等による指導を行うものです。 ☆受益者負担として、事業費の1/3を年度末に請求します。	①財団法人、社団法人 ②共同出資会社、任意グループ	1グループ24万円 事業経費を中央会が負担する。
2	直面問題研究会事業 <small>（担当：工業振興課）</small>	専門家を交えて諸問題解決への支援！ 組合が直面している組合事業、中小企業経営等抱える様々な諸問題について必要により専門家を交えて解決の方向を探るべく指導を行うものです。 ☆事業費の1/3を「事業参加負担金」として事業終了後（又は年度末）に請求します。	①事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合他	1組合事業費24万円 事業経費を中央会が負担する。

◎ 募集期間 平成16年8月9日（月） から 9月10日（金）まで

◎ 問い合わせ 新潟県中小企業団体中央会 工業振興課 はたもと 幡本

申込先 電話：025-267-1100 / FAX：025-267-1386

新潟県中小企業団体中央会  
工業振興課 幡本行  
(FAX: 025-267-1386)

平成17年度新潟県中央会助成事業・運営支援事業申込書

組合等の名称				代表者名		
組合等の住所	〒				組合員数等	名
	電話	( )	F A X	( )		
連絡担当者氏名						

\* 希望事業申込欄に○印を付け、本会工業振興課宛FAXにてお送り下さい。FAX送信後、着信ご確認の電話を入れていただければ幸いです。

\* のちほど、希望事業について①組合等の概要②事業計画書③予算書（積算内訳）を提出いただきます。

No.	事業名	補助金額等	希望事業申込欄
<b>助 成 事 業</b>		補助金額	
1	外国人研修生共同受入事業 (外国人研修生の共同受入に対して行う座学等の経費を助成)	100万円以内	
2	組合研究集会事業 (小企業者組合が行う研修会等に対して助成)	7万円以内	
<b>運 営 支 援 事 業</b>		支援額	
1	中小企業連携組織等支援事業 (多角的連携指導) (指導員と専門家とのベアラーで現地指導)	1グループ 24万円	
2	直面問題研究会事業 (専門家を交えて諸問題解決への支援)	1組合 24万円	

# 全国中小企業団体中央会 補助事業のご案内(お知らせ)

今まで都道府県向け中小企業活路開拓調査・実現化事業などの補助事業は、平成16年度より全国中小企業団体中央会の「中小企業活路開拓調査・実現化事業(組合等活路開拓調査研究事業など)」に統合されました。つきましては、事業概要(平成16年度の事業内容です。)をお知らせいたします。なお、平成17年度補助事業の募集開始時期は、1月中旬頃の予定です。その時期になりましたら再度お知らせいたしますのでご期待下さい。

No	事業名	事業内容	補助金額・率	補助対象予定数
1	組合等活路開拓調査研究事業 (事業担当部:振興部)	中小企業が組合等を中心に共同して調査研究、将来ビジョンの策定等、新たな活路を見出すために行う事業です。	補助対象経費総額の10分の6以内  全国組合等 2,400千円限度 地域組合等 1,800千円限度	全国組合等 30組合等  地域組合等 94組合等
2	組合等活路開拓実現化事業 (事業担当部:振興部)	既に策定された将来ビジョン等に基づき、その成果を具体的に事業化・実現化しようとする事業に対し支援する事業です。	補助対象経費総額の10分の6以内  全国組合等 6,000千円限度 地域組合等 4,800千円限度	全国組合等 5組合等  地域組合等 10組合等
3	組合等自主研修事業 (事業担当部:振興部)	組合等がその組合員(会員)等を対象に研修を行うことにより、組合等の人材養成を促進するために実施する事業に対し支援する事業です。	補助対象経費総額の10分の6以内 120千円限度	94組合等
4	組合等情報ネットワークシステム等開発事業 (事業担当部:情報部)	組合等を基盤とした情報ネットワークシステムの構築、組合員向け業務用アプリケーションシステムの開発及びこれらシステムの普及のための事業に対し支援する事業です。	補助対象経費総額の10分の6以内  全国組合等 10,800千円限度  地域組合等 7,200千円限度	全国組合等 5組合等  地域組合等 15組合等
	① 組合等情報ネットワークシステム構築事業	① 組合等を基盤とした情報ネットワークシステムの構築で、当該ネットワークシステムの基本設計、詳細設計、プログラム開発、稼動テスト等を行う事業に対して助成する。		
	② 組合員等業務用アプリケーションシステム開発事業	② 組合員及び関連する中小企業の業務効率化のためのアプリケーションシステムの開発で当該システムの基本設計、詳細設計、プログラム開発、稼動テスト等を行う事業に対して助成する。		
	③ 組合等情報ネットワークシステム啓発・普及事業	③ 既に構築されている組合等情報ネットワークシステム、組合員等業務用アプリケーションシステムが組合員、取引先等に有効に活用されるよう啓発・普及のための講習会・研修会の開催、取引先事業者等に対するPR活動等の事業に対して助成する。		
5	組合等Web構築支援事業 (事業担当部:情報部)	Webサイトを構築し、組合情報、組合員企業情報等を広く発信し、業界の活性化及び個別企業の新たなビジネスチャンスの創出を図る事業です。	補助対象経費総額の10分の6以内 300千円限度	210組合等
6	連合会(全国組合)等研修事業 (事業担当部:振興部)	組合等がその会員組合等の専従役員、組合員、会員等を対象として、組合等の運営に必要な知識及び業種別専門知識を付与するために実施する事業です。	補助対象経費総額の10分の6以内 1,500千円限度	30組合等

◎ 補助対象予定組合等の選定の日程

	活路調査研究・実現化	組合等自主研修	情報ネットワーク・Web
募集開始	1月20日	1月20日	1月20日
↓			
事業説明会	2月上旬	2月上旬	2月上旬
↓			
応募締切	地域組合等 3月5日 全国組合等 3月12日	3月5日	地域組合等 3月5日 全国組合等 3月12日
↓			
書類選考	3月15日～3月下旬	3月15日～3月下旬	3月15日～3月下旬
↓			
事業内容ヒアリング	4月上旬～5月上旬	—————	情報ネットワーク 4月上旬～5月上旬 Web ヒアリングなし。
↓			
選考委員会 採否の通知	5月中旬	5月中旬	5月中旬
↓			
交付申請説明会	5月下旬	5月下旬	5月下旬
↓			
補助金交付申請	5月下旬以降	5月下旬以降	5月下旬以降
↓			
補助金交付決定 事業開始	6月中旬以降	6月中旬以降	6月中旬以降

◎ 補助対象組合等の選考

選考に当たり全国中央会に設置する「選考委員会」にて審査をします。応募組合等に対し事業内容について書類選考及びヒアリングを行い、その内容が本事業の趣旨に合致し、かつ、効果的な事業実施が可能であると認められるもののうちから、より緊急度の高いものを補助対象として選定します。

◎ 補助対象となる組合等の種類等

(1) 組合等の種類

イ. 事業協同組合	ヘ. 企業組合	ル. 生活衛生同業組合（連合会を含む。）
ロ. 事業協同小組合	ト. 協業組合	ヲ. 商店街振興組合（連合会を含む。）
ハ. 火災共済協同組合	チ. 商工組合	ワ. 共同出資会社
ニ. 信用協同組合	リ. 商工組合連合会	カ. 任意グループ
ホ. 協同組合連合会	ヌ. 公益法人	（*一部の事業で対象にならない場合があります。）

◎ 補助対象組合等の要件

- イ. 組合等は、設立（結成）後、1年以上経過していること。
- ロ. 共同出資会社及び任意グループについては、3人以上の構成員を有すること。
- ハ. 組合等の運営が適切に行われており、かつ、専従役員若しくは実質的に組合等の事務を行っている役員等がいるなど、組合等の管理運営体制が整備され、本事業の円滑な実施に支障を生じるおそれがないこと。

◎ 問い合わせ

新潟県中小企業団体中央会 工業振興課 <sup>はたもと</sup> 幡本

電話：025-267-1100 / FAX：025-267-1386